

令和 4・5 年度宇陀衛生一部事務組合

一般競争(指名)入札参加資格審査申請書提出要領

令和 4・5 年度において、宇陀衛生一部事務組合が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等の一般競争(指名)入札参加資格審査申請書の受付を行いますので、登録を希望される方は次の要領により申請してください。

なお、入札資格者名簿に登録された場合でも、直ちに入札の指名があるということではありませんのでご注意ください。

1. 受付期間

令和 4 年 2 月 1 日(火曜日)から令和 4 年 2 月 28 日(月曜日)

※受付期間以外の登録はできませんのでご注意ください。

2. 登録有効期間

令和 4 年 4 月 1 日(金曜日)から令和 6 年 3 月 31 日(日曜日)(2年間)

3. 欠格要件

次の各号のいずれかに該当する方は、入札参加資格を得ることができません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者。
- ② 宇陀衛生一部事務組合建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第 7 条の規定により入札参加資格を取り消され、その取消の日から 2 年を経過していない者
- ③ 入札に参加を希望する業務区分の営業に関し、法令等の規定により必要な許可、認可等を受けていない者。
- ④ 直前 2 年の事業年度において、営業実績を有していない者。
- ⑤ 納税について滞納している者
- ⑥ 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - オ. ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑧.暴力団対策法第 32 条各号に掲げる者。
- ⑨.申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者。

4.申請資格

【建設工事】

- 建設工事に係る契約:建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による許可を受け、かつ、同法第 27 条の 23 の規定による経営に関する事項の審査(以下、「経営事項審査」という。)を受けている者。
- ただし、市内に本店を有する業者(以下、「市内業者」という。)については、令和 2 年 10 月 1 日~令和 3 年 9 月 30 日までの期間を審査基準日(決算日)とする審査を受けている者。

【測量・建設コンサルタント等】

- 測量業務に係る契約:測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条第 1 項の規定による登録を受けている者。
- 建築物の設計業務に係る契約:建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定による登録を受けている者。
- 建設コンサルタント業務に係る契約:建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条第 1 項の規定による登録を受けている者。
- 地質調査業務に係る契約:質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 2 条第 1 項の規定による登録を受けている者。
- 補償コンサルタント業務に係る契約:補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第 2 条第 1 項の規定による登録を受けている者。
- その他:上記に付随する関係業務を希望する者(ただし、業務上許可等が必要な場合、当該許可等を受けていること。)

5.提出方法

7.提出書類に従ってしてください。

10.問い合わせ先に提出してください。直接持参もしくは簡易書留による申請のみ受け付けます。

注意事項

持参もしくは、簡易書留時の注意事項等

宛名は「宇陀衛生一部事務組合 管理者」としてください。

- ① 持参による受付は午前9時から午後3時まで。(土日祝を除く)
ただし、令和4年2月28日(月曜日)の受付は午後5時までとします。
- ② 封筒の表に「一般競争(指名)入札参加資格申請書在中」と朱書して下さい。
- ③ 提出期間 令和4年2月1日(火曜日)から令和4年2月28日(月曜日)必着(簡易書留)
- ④ 申請書及び添付書類に不備があった場合は「受領」とせず、後日連絡をします。
- ⑤ 申請書を受領した、受領書を送付しますので、申請の際は「返信用の所在地、商号又は名称を記入した返信用封筒(84円切手貼付)」を同封してください。
※ A4判(縦)紙ファイルに綴じてください。(別表の順に並べてください。)

6.申請業種

【建設工事】

・許可業種のうち、技術職員が1名以上の業種であって、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に平均完成工事高がある業種に限ります。(平均完成工事高が「0」の業種は、申請できません。)また、取引を希望する業種を上位6業種以内で〔工事様式1〕・〔工事様式7〕に記載してください。

【測量・建設コンサルタント等】

・登録業種のうち、直前2年度決算において受注実績のある業種に限ります。

7.提出書類

以下別表1・2のとおり

○別表1:建設工事:業者申請用

○別表2:測量・建設コンサルタント等:業者申請用

- ①各証明書については、発行日から3カ月以内のものを提出してください。
- ②納税証明書は、免税業者であっても提出してください
- ③申請書の記載事項や添付書類に不備等があった場合、一切受付できません。
- ④△印は、必要な業者のみ提出していただくものです。
- ⑤提出書類の様式については各社で作成・使用している様式での提出が

可能ですが、以下の書類に限ります。

○【建設工事】

営業所一覧表・技術職員名簿・工事経歴書・使用印鑑届・委任状

○【測量・建設コンサルタント等】

営業所一覧表・技術者経歴書・測量等実績調書・使用印鑑届・委任状

8.審査結果の登録

申請内容の審査の結果、入札参加資格があると認めるときは、令和 4・5 年度の「一般競争(指名)入札参加資格者」に登録いたします。◇名簿への登録は、令和 4 年 4 月 1 日(金曜日)からになります。

9.提出後の変更

入札参加資格者名簿に登録された後、内容に変更があったときは、そのつど「一般競争(指名)入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

10.問い合わせ先

〒633-2131

奈良県宇陀市大宇陀和田 262 番地

宇陀衛生一部事務組合

NTT 電話 0745-84-2337(土日祝を除く午前 9 時から午後 4 時)

I P 電話 0745-88-9197(土日祝を除く午前 9 時から午後 4 時)

●別表 1【建設工事:業者申請用】

| 提出書類 | | |
|------|---|---|
| ① | 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書〔工事様式1〕 | ○ |
| ② | 誓約書〔工事様式2〕 | ○ |
| ③ | 使用印鑑届〔工事様式3〕 | ○ |
| ④ | 委任状※営業所等に契約等権限を委任する場合に限る〔工事様式4〕 | ○ |
| ⑤ | 印鑑証明書(写し可) ※写しを提出の際は、拡大・縮小をしないこと。 | ○ |
| ⑥ | 登記事項証明書《履歴事項全部証明書》(写し可) ※法人の場合に限る。 身分証明書《本籍地の市町村が証明するもの》(写し可) ※個人の場合 | ○ |
| ⑦ | 営業所一覧表〔工事様式5〕 | ○ |
| ⑧ | 技術職員名簿 ※直近の経営事項審査申請に使用したもの | ○ |
| ⑨ | 工事経歴書〔工事様式6〕 ※直近2年間の経営事項審査申請に使用したもの | ○ |
| ⑩ | 入力票〔工事様式7〕 | ○ |
| ⑪ | 技術者資格確認書〔工事様式8〕 | ○ |
| ⑫ | 建設業許可証明書等の写し | ○ |
| ⑬ | 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し | ○ |
| ⑭ | 受領書〔共通様式1〕 一般競争(指名)入札参加資格審査申請受付票 (持参の場合)〔共通様式2〕 | ○ |
| ⑮ | 変更届〔共通様式3〕 | |
| ⑯ | 納税証明書 (写し可) | ○ |
| | 国税:【法人】法人税・消費税及び地方消費税に未納がない証明(その3の3様式) 【個人】所得税・消費税及び地方消費税に未納がない証明(その3の2様式) 県税:滞納がない証明 ※県内に本店を有する業者又は県内に委任先を設ける場合に限る。 *未納がない証明書でも可 | ○ |
| ⑰ | 財務諸表(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書) (写し可) | ○ |